



第5章  
計画の推進

# 1

## 推進体制の整備

### (1) 庁内推進体制の整備

障がい者福祉施策は、様々な分野にまたがるため、推進にあたっては、庁内関係部署の連携が不可欠となります。地域健康福祉推進委員会作業部会を中心として、関係各課の連携を図ります。

なお、今後各課で実施する各事業において障がい者福祉の視点を踏まえた実施がなされるよう、庁内において理解を深めるための具体的な取り組みについて検討を進めます。

# 2

## 計画の進行管理

### (1) 障がい福祉計画の進捗管理や点検・評価及び見直し

本計画の理念及び基本目標達成のため、「長岡京市障がい福祉計画」の進捗管理や点検・評価及び見直しを実施することで、この計画を推進していきます。

また、計画期間中の社会情勢の変化に対応した事業の変更や新たな施策についても、可能な限り反映し、進行管理の対象とします。

### (2) 計画の進捗状況の把握

本計画の理念及び基本目標達成のため、実施機関及び庁内各課が実施する施策の進捗状況を毎年取りまとめ、地域健康福祉推進委員会障がい福祉部会において達成状況の把握を行うなど、計画の着実な遂行に努めます。

また、障がい者ネットワーク連絡調整チーム会議や障がい者団体との懇談など、様々な機会をとらえて課題や意見を集約し、計画期間内における具体的施策の検討や計画の見直しへとつなげていきます。

